

前計画期においては、介護保険制度の基本理念である「自立支援」と「尊厳の保持」に基づき、高齢者が介護を必要とする状況となったとき、住み慣れた地域で安心して生活をするように、地域包括ケアの考えの下、高齢者やその家族を支える介護サービスの確保と質の向上に努めてきました。

第8期においても、認知症のかたや支援が必要な高齢者に対する地域密着型サービス等のサービスの提供や、在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の基盤整備を図っていきます。

1 介護(介護予防)サービスの現状と見込み

介護(介護予防)サービスについては、介護保険法に定めがあるサービスをおおむね提供することができていますが、サービス提供にあたっては、前計画から引き続き、住み慣れた地域での在宅生活を支える介護職、また医療系サービス(訪問看護やリハビリサービス等)にあたる看護職員や理学療法士等の専門職の確保、今後も増加が見込まれる認知症高齢者への対応や特別養護老人ホームの入所待機者の解消などが課題となっています。

今後も、介護や支援を必要とする方が、必要な時に必要なサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、県や事業者と連携を図りながら、介護(介護予防)サービスの充実に努めます。

(1) 居宅サービス/介護予防サービス

令和元年度に行った「日立市高齢者保健福祉計画策定のための介護保険事業実態調査」(以下「介護保険事業実態調査」という。)の居宅サービスを利用している方を対象としたアンケート調査結果では、6割近くの方が「今後も介護サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」と回答していることから、住み慣れた家庭や地域での生活を支えるためのサービスとして、居宅サービスの必要性の高さがうかがえます。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、更なる需要が見込まれることから、サービスの確保及び充実を図ります。

サービス種類ごとの見込量の算出方法

平成30年度から令和2年度までの実績を基にした1人当たりの平均利用回数に、各年の利用見込人数を乗じて、サービス見込量を算出しました。

居宅サービス利用者数の見込量 ※

	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	R7年度(2025)	R22年度(2040)
利用者数(人/月)	4,459	4,591	4,716	4,760	5,833
高齢者人口比(%)	7.73	7.96	8.18	8.27	10.11

介護予防サービス利用者数の見込量 ※

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R7 年度 (2025)	R22 年度 (2040)
利用者数 (人/月)	652	683	706	711	752
高齢者人口比 (%)	1.13	1.18	1.22	1.24	1.30

※ 居宅サービス・介護予防サービス利用者数の見込みは、「居宅介護支援/介護予防支援」109 ページと「特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護」(105 ページ)の利用者数の合計値です。

「第7章 1 介護(介護予防)サービスの現状と見込み」における共通事項

※ 特に注意書きがない限り、下記について共通とします。

利用実績 見込量算出の基礎とした数値。なお、利用者数は年間の人数を12月で除した値
平成30年度及び令和元年度：実績値

令和2年度：令和2年度前半の実績から見込んだ実績見込値

基盤整備状況 介護予防サービス事業所を含む。各年度4月1日現在

ア 訪問介護

介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活支援を行うサービスです。

利用実績

■訪問介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人/月)	1,271	1,370	1,385
利用回数 (回/年)	283,180	308,370	320,684

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数 (市内)	40	41	41

今後の方針

利用者が多いサービスであるため、提供されているサービス内容を検討し、サービスの提供体制の確保や、内容の充実と質の向上に努めます。

※ 要支援者に対するサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業の基準型訪問介護サービス (77 ページ) に記載しています。

見込量

■訪問介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数 (人/月)	1,440	1,541	1,642
必要量 (回/年)	336,310	360,742	391,422

イ 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどの理由により、自宅の浴槽で入浴することが困難な方のために、看護職員、介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

利用実績

■ 訪問入浴介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	122	117	148
利用回数（回／年）	7,740	7,416	9,504

■ 介護予防訪問入浴介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用回数（回／年）	52	38	60

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	5	5	5

今後の方針

必要量はおおむね供給できる見通しです。

今後も利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

見込量

■ 訪問入浴介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	150	155	175
必要量（回／年）	9,947	10,255	11,584

■ 介護予防訪問入浴介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	1	1	1
必要量（回／年）	60	60	60

ウ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、准看護師、保健師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

利用実績

■訪問看護	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	461	498	511
利用回数（回／年）	37,258	40,715	44,753
■介護予防訪問看護	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	67	68	75
利用回数（回／年）	3,796	4,520	5,515

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
事業所数（市内）	9	9	11

今後の方針

今後も、要介護度が重度の方を中心に、終末期のケアも含めた常時医学的ケアを必要とする利用者の増加が予想されるため、事業者との協議を進め、看護職員、理学療法士等の専門職の確保に努めます。

見込量

■訪問看護	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	543	568	587
必要量（回／年）	47,210	49,303	50,951
■介護予防訪問看護	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	79	83	87
必要量（回／年）	5,636	5,910	6,203

エ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

利用実績

■ 訪問リハビリテーション	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	25	24	22
利用回数（回／年）	3,778	3,164	2,813
■ 介護予防訪問リハビリテーション	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	0	1	0
利用回数（回／年）	0	38	0

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	2	2	2

今後の方針

高齢者の増加とともにサービスの重要性が増してくるものと考えられるので、引き続き、事業者との協議の中で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の確保に努めます。

見込量

■ 訪問リハビリテーション	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	23	28	33
必要量（回／年）	3,041	3,508	3,941
■ 介護予防訪問リハビリテーション	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	5	6	7
必要量（回／年）	108	120	132

才 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、又は管理栄養士等が通院の困難な方の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行うサービスです。

利用実績

■居宅療養管理指導	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	669	752	830
■介護予防居宅療養管理指導	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	42	40	39

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
事業所数（市内）	257	253	257

今後の方針

有料老人ホーム（住宅型）やサービス付き高齢者向け住宅の増加等に伴い、利用者数が増加しています。担当医からの指示書に基づくサービスであるため、在宅医療・介護連携事業を進める中で、サービスの現状と課題など、必要な検討を進めます。

見込量

■居宅療養管理指導	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	882	961	997
■介護予防居宅療養管理指導	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	40	45	50

カ 通所介護

デイサービスセンターにおいて、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行うサービスです。

利用実績

■通所介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	1,812	1,909	1,915
利用回数（回／年）	224,628	239,028	250,188

基盤整備状況

■通所介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	39	39	38

今後の方針

利用者が最も多いサービスであるため、今後も増加することが見込まれます。サービスの必要量の確保はもとより、内容の充実と質の向上に努めます。

※ 要支援者に対するサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業の基準型通所介護サービス（79 ページ）に記載しています。

見込量

■通所介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	2,055	2,204	2,283
必要量（回／年）	264,866	286,166	297,652

キ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、心身機能の維持・回復を目的として、入浴や食事等の日常生活の介護や理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

利用実績

■通所リハビリテーション	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	571	555	570
利用回数（回／年）	55,148	54,560	57,414
■介護予防通所リハビリテーション	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	103	111	92

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	9	9	9

今後の方針

他サービスと比較すると基盤整備が進まないサービスの一つですが、日常生活の自立や心身機能の向上のために有効なサービスであり、その重要性やニーズは増してくるものと考えられるため、事業者との協議を進め、専門職の確保に努めます。

見込量

■通所リハビリテーション	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	605	645	667
必要量（回／年）	58,837	62,716	64,853
■介護予防通所リハビリテーション	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	120	130	140

ク 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練を行うサービスです。

利用実績

■短期入所生活介護	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	450	463	410
利用日数（日／年）	59,785	61,108	61,639
■介護予防短期入所生活介護	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	15	11	6
利用日数（日／年）	740	635	331

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
事業所数（市内）	16	17	17

今後の方針

在宅介護を継続的に支える上で重要なサービスであり、引き続き、高いニーズが予想されます。

今後、地域密着型特別養護老人ホームの新設に併せた床数が整備される予定ですが、こうしたことのほか、短期入所療養介護、宿泊機能を持つ小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）との連携など、他の宿泊可能なサービスとの調整も図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

見込量

■短期入所生活介護	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	480	515	534
必要量（日／年）	71,035	76,411	79,219
■介護予防短期入所生活介護	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人／月）	15	20	25
必要量（日／年）	745	994	1,264

ケ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療等を行うサービスです。

利用実績

■短期入所療養介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人／月)	96	99	64
利用日数 (日／年)	7,769	8,224	5,251
■介護予防短期入所療養介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人／月)	1	1	0
利用日数 (日／年)	12	14	0

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数 (市内)	8	8	6

今後の方針

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護（要支援）者の在宅介護を支える上で重要かつ有効なサービスであるため、今後も、サービス事業者と協議しながら利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

見込量

■短期入所療養介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数 (人／月)	103	115	143
必要量 (日／年)	8,554	9,497	11,744
■介護予防短期入所療養介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数 (人／月)	1	2	2
必要量 (日／年)	12	24	24

コ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の事業者として指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護（要支援）者に対し、入浴、排泄、食事等の日常生活の介護や機能訓練等を行うサービスです。

利用実績

■ 特定施設入居者生活介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	121	124	121
■ 介護予防特定施設入居者生活介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	31	31	28

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

今後の方針

令和4年度に1施設の整備が予定されていることから、その利用を前提とした見込みとしました。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	1	1	1
（ ）内は床数	(135)	(135)	(135)

見込量

■ 特定施設入居者生活介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	122	135	146
■ 介護予防特定施設入居者生活介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	32	33	34

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

サ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立支援のため、介護用ベッドや車いす等の福祉用具を貸与するサービスです。

利用実績

■福祉用具貸与	H30年度	R元年度	R2年度
利用件数（件／月）	2,323	2,493	2,592
■介護予防福祉用具貸与	H30年度	R元年度	R2年度
利用件数（件／月）	415	445	485

今後の方針

利用者が多いサービスであるため、自立支援の観点から、今後も、状態に適した福祉用具利用のための情報提供に努めます。

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
事業所数（市内）	11	12	9

見込量

■福祉用具貸与	R3年度	R4年度	R5年度
必要量（件／月）	2,687	2,847	3,015
■介護予防福祉用具貸与	R3年度	R4年度	R5年度
必要量（件／月）	502	523	553

備考

■福祉用具貸与の対象となる種目

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ予防用具
- ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ⑨手すり（取付けに工事不要のもの）
- ⑩スロープ（段差解消のもので取付けに工事不要のもの）
- ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ ⑬自動排泄処理装置

※ ①～⑧の種目について、要支援1・2、要介護1の方が利用する場合は、身体上、特に理由がある場合に限られます。⑬についても用途によって利用可能介護度が異なります。

シ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与に適さない物（入浴や排泄に関する用具等）を購入した場合、その購入費（上限額年間10万円）の9割、8割又は7割を保険から支給するサービスです。

なお、支給対象となる福祉用具は、指定事業所から購入した物に限られます。

利用実績

■ 特定福祉用具販売	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数（件／年）	528	468	612
■ 特定介護予防福祉用具販売	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数（件／年）	144	132	168

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	9	10	7

今後の方針

今後も、自立支援の観点から、状態に適した福祉用具利用のための情報提供に努めます。

見込量

■ 特定福祉用具販売	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（件／年）	660	672	696
■ 特定介護予防福祉用具販売	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（件／年）	180	192	204

備考

■ 福祉用具購入費の支給対象となる種目

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③自動排泄処理装置の交換可能部品 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

ス 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での自立支援を積極的に推進するため、要介護（要支援）者が現に住んでいる住宅の改修を行った場合、その工事費（上限額 20 万円）の 9 割、8 割又は 7 割を保険から支給するサービスです。

利用実績

■住宅改修	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数（件／年）	372	348	360
■介護予防住宅改修	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数（件／年）	168	168	168

今後の方針

今後も、利用者の自立支援や生活の質の向上を目指した、より効果的な住宅改修の推進に努めます。

見込量

■住宅改修	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（件／年）	420	480	504
■介護予防住宅改修	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（件／年）	180	192	204

備考

■住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止や移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥「①～⑤」に付帯して必要となる工事

セ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅において介護を受ける方が適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、利用者の心身の状態や生活環境、利用者や家族の希望等を考慮して、ケアプラン（介護サービス計画）を作成し、介護サービス事業者との連絡調整等のケアマネジメントを行うサービスです。

なお、要支援者については、地域包括支援センターが、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。

利用実績

■居宅介護支援	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	3,742	3,903	4,100
■介護予防支援	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数（人／月）	544	569	570

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
居宅介護支援事業所数（市内）	54	55	55
介護予防支援事業所数（市内）	6	8	8

今後の方針

必要量に見合ったサービスを供給できる見通しです。

今後も、サービスが適正に提供されるよう、研修等を通じてケアマネジャーの質的向上を図るとともに、その支援や連携に努めます。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、総合事業利用者の介護予防ケアプランは、介護予防ケアマネジメント（81ページ）に移行しました。

見込量

■居宅介護支援	R3年度	R4年度	R5年度
必要量（人／月）	4,337	4,456	4,570
■介護予防支援	R3年度	R4年度	R5年度
必要量（人／月）	620	650	672

(2) 施設サービス

前計画期には、特別養護老人ホームの待機者数の解消を図るための、地域密着型の施設整備が開始されましたが、依然として待機者数は多い状況が続いています。

今後も75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、専門的な介護を必要とする方が増加していくことが見込まれるため、事業者等関係機関との調整を図り、施設サービスの必要量の確保に努めます。

《参考》平成29年の法改正による療養病床の再編成について

介護療養型医療施設の廃止が、令和5年度末まで延長されました。

また、従来の介護療養病床の在り方についても検討がなされ、「介護医療院」が創設されました。

今後も、療養病床の再編成に当たっては、国の制度改正情報の把握に努めるとともに、県と連携を密にし、適切な見込量の設定に努めます。

施設サービス利用者数の見込量

平成30年度から令和2年度までの利用実績を基に、今後の介護保険施設等の整備を考慮して見込んでいます。

(単位：人/月)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R22年度 (2040)
介護老人福祉施設	930	930	930	950	982
介護老人保健施設	570	600	600	632	787
介護療養型医療施設（介護療養病床）	55	69	70	-	-
介護医療院	48	67	67	85	114
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	110	132	132	144	173
合計	1,713	1,798	1,799	1,811	2,056
高齢者人口比 (%)	3.0	3.1	3.1	3.1	3.6

※ 利用者数には、市外の施設利用者数を含む。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の計画は、「第7章-1-(3) 地域密着型サービス」
(120ページ)を参照

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要であり、自宅での生活が困難な要介護者に対し、長期にわたり日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行う施設サービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人/月)	909	898	908

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
整備数 (施設)	13	13	13
() 内は定員数 (人)	(912)	(912)	(912)

今後の方針

前計画期には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）が増床されましたが、依然として待機者数が多い状況であることから、第8期においては、介護老人保健施設の増床や、介護医療院、特定施設の新設等の整備により、必要量の確保に努めます。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量 (人/月)	930	930	930
定員数 (人)	912	912	912
() 内は新設数	(0)	(0)	(0)

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

イ 介護老人保健施設

病状が安定し、機能訓練が必要とされる要介護者に対し、在宅復帰を目指した医学的管理下における看護や介護、機能訓練等を行う施設サービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	532	524	500

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
整備数（施設）	6	6	6
（ ）内は定員数（人）	(550)	(550)	(550)

今後の方針

第8期においては、30床の増床が見込まれることから、その利用を前提とした見込みとしました。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	570	600	600
定員数（人）	550	550	580

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

ウ 介護療養型医療施設(介護療養病床)

病状が安定期にある長期療養患者であって、医学的管理下での介護等が必要な方に対し、その療養等に対応ができる体制が整えられた医療施設サービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人/月)	83	84	90

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
整備数 (施設)	2	2	2
() 内は定員数 (人)	(138)	(138)	(138)

今後の方針

平成 29 年の法改正により、介護療養型医療施設は、令和 5 年度末まで廃止期限が延長されました。一方で「介護医療院」が創設されたため、今後廃止までの間に介護保健施設又は介護医療院等への転換が進められることとなっています。

令和 2 年度に 1 施設が介護医療院へ転換したことから、第 8 期においては、1 施設 (定員数 100 人) の利用を前提とした見込みとしました。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量 (人/月)	55	69	70
定員数 (人)	100	100	100

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

工 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。平成30年4月に創設されました。

市内には、介護療養型医療施設からの転換により、令和2年度に1施設48床整備されました。

基盤整備状況

	H30年度	R元年度	R2年度
整備数（施設）	0	0	0
（ ）内は定員数（人）	(0)	(0)	(0)

今後の方針

第8期においては、医療病床からの転換が予定されていることから、その利用を前提とした見込みとしました。

見込量

	R3年度	R4年度	R5年度
必要量（人／月）	48	67	67
定員数（人）	48	48	67

(3) 地域密着型サービス／介護予防地域密着型サービス

地域密着型サービスは、原則として本市の市民である被保険者が利用可能なサービスで、その需要は年々増加傾向にあります。今後も後期高齢者や認知症高齢者など、医療と介護の両方のサービスを併せて必要とする方の増加が見込まれるため、本市では、日常生活圏域ごとのサービス必要量に配慮した基盤の整備を図り、身近な地域で生活を継続できるよう、サービス提供体制の更なる確保に努めます。

■地域密着型サービス

要介護者への提供サービス	要支援者への提供サービス
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 介護予防認知症対応型通所介護
② 夜間対応型訪問介護	② 介護予防小規模多機能型居宅介護
③ 認知症対応型通所介護	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)
④ 小規模多機能型居宅介護	
⑤ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	
⑨ 地域密着型通所介護 (小規模な通所介護)	

地域密着型サービス利用者数の見込量

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R7 年度 (2025)	R22 年度 (2040)
利用者数 (人／月)	1,384	1,462	1,548	1,587	1,781
高齢者人口比 (%)	2.40	2.53	2.69	2.76	3.09

介護予防地域密着型サービス利用者数の見込量

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R7 年度 (2025)	R22 年度 (2040)
利用者数 (人／月)	50	51	55	52	49
高齢者人口比 (%)	0.09	0.09	0.10	0.09	0.08

※ 地域密着型サービス利用者数の見込みは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」(120 ページ)を除きます。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	6	6	5

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	1	1	1

今後の方針

事業者と協議しながら、利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めます。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	13	17	20

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数（市内）	1 (0)	1 (0)	1 (0)

※（ ）は新設数

イ 夜間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活を送るため、介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）が夜間の定期巡回や通報により利用者宅を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や生活援助を行うサービスです。

基盤整備状況

市内に事業所は、整備されていません。

今後の方針

引き続き、利用者のニーズを捉えながら、当面は、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に対応します。

ウ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護（要支援）者を対象に、デイサービスセンターにおいて、入浴や排泄、食事等の日常生活上の介護や機能訓練等を行うサービスです。

利用実績

■ 認知症対応型通所介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	33	31	24
利用回数（回／年）	4,224	4,337	3,265
■ 介護予防認知症対応型通所介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	0	0	1
利用回数（回／年）	0	0	46

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	3	3	3

今後の方針

事業者と協議しながら、利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めます。

見込量

■ 認知症対応型通所介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	36	45	58
必要量（回／年）	5,328	6,664	8,525
■ 介護予防認知症対応型通所介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人／月）	1	2	2
必要量（回／年）	46	91	91

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数（市内）	3 (0)	3 (0)	3 (0)

※（ ）内は新設数

工 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護（要支援）者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し、在宅での生活を継続するための支援を行うサービスです。

登録制であることから、なじみの職員により、多機能なサービスを受けられることが特徴です。

利用実績

■小規模多機能型居宅介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	221	235	276
■介護予防小規模多機能型居宅介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	35	35	40

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	13	13	14

今後の方針

なじみの関係の中で「通い」、「訪問」、「泊まり」のサービスを一体的に受けられることが本サービスの最大の利点であることから、日常生活圏域ごとのサービス提供量に配慮しながら、必要量の確保に努めます。

見込量

■小規模多機能型居宅介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	291	305	315
■介護予防小規模多機能型居宅介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	46	46	50

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数（市内）	15 (0)	15 (0)	16 (1)

※（ ）内は新設数

※ 令和2年度に1か所整備されています。

才 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

共同生活が可能な認知症の方（要支援2及び要介護者）を対象に、家庭的な環境で日常生活上の介護や機能訓練を行うサービスです。5～9人で共同生活を送ります。

利用実績

■ 認知症対応型共同生活介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	221	241	269

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数（人／月）	1	2	1

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数（市内）	14	16	16
（ ）内は定員数（人）	(234)	(261)	(270)

今後の方針

平成30年度中に2事業所が整備され、令和2年4月1日現在、計16事業所（270床）となり、サービス量の確保は図られましたが、認知症高齢者の増加が見込まれるため、日常生活圏域ごとのサービス提供量に配慮しながら、必要量の確保に努めます。

見込量

■ 認知症対応型共同生活介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	297	297	320

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量（人／月）	3	3	3

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数（市内）	17	18	19
	(1)	(1)	(1)
定員数（人）	306	324	342
	(18)	(18)	(18)

※ （ ）は新設数

※ 令和2年度に1か所整備されています。

力 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等に入所している要介護者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や機能訓練、健康管理等を行うサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人/月)	74	73	73

※ 利用者数は、市外施設の利用を含む。

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
整備数 (事業所)	3	3	3
() 内は定員数	(74)	(74)	(74)

今後の方針

令和 2 年度に 2 施設が整備を開始し、令和 3 年度に開設が予定されています。特別養護老人ホームの入所待機者数は依然として多い状況にあることから、第 8 期においては、介護老人保健施設の増床や、介護医療院、特定施設の新設等の整備により、必要量の確保に努めます。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量 (人/月)	110	132	132

※ 必要量は、市外施設の利用を含む。

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数 (市内)	3 (0)	5 (2)	5 (0)
定員数 (人)	74 (0)	132 (58)	132 (0)

※ () 内は新設数

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や機能訓練、健康管理等を行うサービスです。

基盤整備状況

市内に事業所は、整備されていません。

今後の方針

引き続き、定員 30 人以上の特定施設入居者生活介護等での対応が可能であるため、当面は、整備を見送ります。

ク 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護などを一体的に提供するサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数 (人/月)	16	19	23

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数 (市内)	1	1	1

今後の方針

日常生活圏域ごとのニーズを把握し、事業者と協議しながら利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めます。

見 込 量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要量 (人/月)	27	45	45

基盤整備の見込み

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数 (市内)	1 (0)	2 (1)	2 (0)

※ () 内は新設数

ケ 地域密着型通所介護(小規模な通所介護)

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、通所介護と同様、デイサービスセンターにおいて、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行うサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用者数 (人/月)	613	649	679
利用回数 (回/年)	108,755	118,483	121,128

基盤整備状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
事業所数 (市内)	32	35	36

今後の方針

利用者が多いサービスであるため、サービスの必要量の確保はもとより、内容の充実と質の向上に努めます。

※ 要支援者に対するサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業の基準型通所介護サービス (79 ページ) に記載しています。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数 (人/月)	720	753	790
必要量 (回/年)	130,622	136,910	143,477

(4) 市特別給付

冠婚葬祭時等、介護する方の負担軽減や在宅への復帰を目指した一時的な退院・退所などを支援するため、日立市独自の特別給付を提供しています。

今後も需要が見込まれることから、緊急時も安心して生活を継続できるよう、効果的なサービスの充実を図ります。

ア 緊急短期入所サービス

要介護(要支援)者が、介護者の病気や事故、冠婚葬祭等の緊急の理由により介護を受けられない場合、本来のショートステイ利用枠とは別枠で、6か月当たり7日までの短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用することができるサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数 (件/年)	1	1	2

見込量

	R3 年度	R4 年度	R4 年度
利用件数 (件/年)	2	3	5

イ 在宅復帰支援サービス

要介護認定を受けていて、施設や病院に入所・入院している方が、在宅復帰を目指した一時帰宅をする場合、年間12万円の範囲で、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与を利用することができるサービスです。

利用実績

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
利用件数 (件/年)	81	41	60

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数 (件/年)	60	70	80

2 介護サービスの適正な提供と質の向上

事業者に対する情報提供や指導監督など、必要な事業に取り組むとともに、不適正、不適切な介護サービス提供事業所については、県との連携を図りながら是正指導に当たるなど、介護サービスの適正な提供と質の向上に努めます。

また、前計画期と同様に、第8期介護保険事業計画と一体で「日立市介護給付適正化計画」を策定し、引き続き、増加する介護給付費の健全かつ円滑な執行を図ります。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

(日立市介護給付適正化計画（令和3年度から5年度まで）)

本市においては、前計画期から、国の「『介護給付適正化計画』に関する指針」に基づく本市の「介護給付適正化計画」を、介護保険事業計画と一体的に策定することとしました。

第8期介護保険事業計画においても、介護給付等費用適正化事業を戦略的に進めるための方針を定め、県と関係機関との連携の下、介護保険制度の信頼の確保と持続可能な介護保険制度の構築を目的に既存事業の充実に努めます。

ア 課題

高齢化の進展に伴う介護サービス利用者の増加等により、介護給付費が増加する中で、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることが重要です。

このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促す介護給付の適正化の取組がますます求められています。しかし、増大する業務量に加えて、制度が複雑かつ多様化しているため、適正化事業を推進するためには職員体制を整えるとともに、県及び茨城県国民健康保険団体連合会との連携を強化することにより、適正化の実施内容を明確化し、より具体的・実行性のある内容の検討と取組を図っていく必要があります。

イ 介護給付適正化の主要5事業

事業	実施内容
(7) 要介護認定の適正化	認定調査状況チェック
	認定審査会相互の格差是正に向けた取組（情報提供・事例検討）
	研修等（認定調査員及び認定審査会委員）
(4) ケアプランの点検	ケアプランの点検及び事業者指導
(ウ) 住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具購入・貸与に対する疑義のあるケースの訪問調査
(エ) 縦覧点検・医療情報との突合	介護報酬の支払状況及び医療と介護の給付情報等の確認、サービスの整合性の点検
(オ) 介護給付費通知	利用者に対する事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等の通知

(ア) 要介護認定の適正化

要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公正・公平な認定調査及び認定審査会における適正な審査判定を行うことが重要です。

調査内容の精度を高め、ばらつきがないようにするために、今後も、保険者である市が調査票を再チェックする体制を維持します。

また、認定調査員及び認定審査会委員への情報提供や研修を実施し、調査内容及び審査内容の統一を図ります。

① 認定調査状況チェック

介護認定審査会に提出する認定調査票の記載内容を事前点検し、認定調査結果の整合性を確認します。認定調査を委託している指定居宅介護支援事業所等のみならず、直営の認定調査も含め、適切に認定調査が実施されているか、引き続き全件を確認します。(実施率 100%)

② 認定審査会相互の格差是正に向けた取組（情報提供・事例検討）

認定審査会における一次判定から二次判定の軽重度変更率や合議体間の差等について分析を行い、情報提供や事例検討等を通し、認定審査会相互の格差是正に努めます。

③ 研修等（認定調査員及び認定審査会委員）

認定調査員及び認定審査会委員に対し各種研修を実施し、調査内容及び審査内容の統一を図ることにより、調査員間、審査会の合議体間の差が出ないように努めます。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
認定調査員研修（回）	7	4	4
認定審査会委員研修（回）	2	2	2

今後の方針

引き続き、認定調査員及び認定審査会委員に対し実施します。

実施目標

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認定調査員研修（回）	4	4	4
認定審査会委員研修（回）	2	2	2

(イ) ケアプランの点検

介護サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる適切なアセスメントに基づくケアプランが必要です。

不必要なサービスや、利用者の自立につながらない画一的なサービスを提供するなどの不適切なケアマネジメントを是正するため、ケアマネジャーにケアプラン等の提出を求め、ケアプラン点検を実施します。点検に当たっては、ケアマネジメントのプロセスの基本となる事項をケアマネジャーとともに検証することにより、ケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントの質の向上を支援します。

また、ケアマネジャーの指導的役割が期待される、主任ケアマネジャー等を対象としたケアプラン点検のための研修会を実施し、事業所内でのケアプラン指導体制を支援します。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
ケアプランチェック件数(件)	28	44	62
ケアプラン点検研修会(回)		4	3

今後の方針

利用者の自立支援に資する、ケアマネジメントが実践できるよう「ケアプラン点検のための研修会」を実施するとともに、主任介護支援専門員、茨城県介護支援専門員協会日立地区会及び地域包括支援センターの協力を得ながら効果的なケアプラン点検に取り組みます。

実施目標

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ケアプランチェック件数(件)	60	60	60
ケアプラン点検研修会(回)	2	2	2

(ウ) 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入・貸与については、利用者の心身の状況や住宅等の状況を勘案し、利用者の日常生活の自立を助けるために、必要と認められる場合に支給されます。

保険者が利用者宅の実態確認や利用者に対する訪問調査等を行って、必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具の購入・貸与をなくし、利用者の状況に応じた適切なサービス提供を図っていきます。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
住宅改修訪問件数(件)	0	1	1
福祉用具購入訪問件数(件)	0	0	1

今後の方針

引き続き、住宅改修については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等について、福祉用具購入については、同一品目等の購入について状況が分かりにくいケース等について、必要に応じて訪問調査を実施します。

また、福祉用具貸与についても、ケアマネジャーとの連携により、その必要性や利用状況等を把握するとともに、国から公表される貸与の平均価格や上限価格等に関する情報を周知します。

(工) 縦覧点検・医療情報との突合

茨城県国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により、介護給付と医療給付の突き合わせによる整合性及び介護サービス内容の事業者間の整合性(縦覧点検情報)を確認します。本事業は、茨城県国民健康保険団体連合会に一部の業務(事業者への照会・確認)を委託することにより実施します。

① 縦覧点検

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、

適切な処置をします。

(縦覧点検において有効性の高い帳票)

- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・算定期間回数制限チェック一覧表
- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

② 医療情報との突合

利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
縦覧点検件数 (件)	1,219	1,306	1,230
医療情報突合件数 (件)	399	274	289

※医療費突合は、平成 27 年度から国保連に委託。突合件数は国保連が事業所に照会した件数。

今後の方針

引き続き、茨城県国民健康保険団体連合会に委託し実施します。

(才) 介護給付費通知

サービス利用者に対し定期的に介護給付費通知を送付し、介護費用やサービス内容を確認してもらうことで、適正利用に対する利用者意識の向上を図るとともに、架空請求や過剰請求等の発見を促します。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
回数(回)・通数(通)	3回 18,509通	3回 21,472通	2回 15,783通

今後の方針

適切なサービス利用と提供を普及啓発するため、引き続き実施します。

実施目標

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
回数(回)	2	2	2

(2) 介護サービスの質の向上の確保

サービス利用者の保護とサービスの質の向上、適正化を図るため、引き続き「介護相談員派遣等事業」などに取り組みます。

ア 介護相談員派遣等事業(地域自立生活支援事業)

市内の介護サービス事業所や利用者宅等に相談員を派遣して、利用者の疑問や不満・不安の解消を図ります。

また、それらの相談内容に応じて、事業所へのサービス改善の提案を行います。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
訪問事業所数（延べ件数）	1,360	1,488	1,364
居宅訪問者数（人）	24	56	37
相談件数（延べ件数）	15,616	18,359	17,476

今後の方針

今後も、利用者と事業者の橋渡し役として、利用者の保護と事業者が適切で良質なサービスを提供するための支援を行います。

また、訪問事業所数、相談件数が増える傾向にある中、効率的な訪問方法等を引き続き検討します。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問事業所数（延べ件数）	1,490	1,500	1,510
居宅訪問者数（人）	60	60	60
相談件数（延べ件数）	19,000	19,000	19,000

イ 日上市介護サービス事業所ガイドブックの作成

サービス利用者やその家族が介護サービスやその提供事業所を適切に選択できるよう、「日上市介護サービス事業者ガイドブック」を作成します。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
作成部数（部）	3,000	3,500	4,000

今後の方針

利用者の視点に立ったガイドブックの在り方や記載内容等についての検討を進め、利用者等に対する情報提供の充実を図ります。

また、事業者自らがサービスの特徴を確認できるような情報を掲載することで、介護サービスの質の向上に努めます。

見込量

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
作成部数（部）	3,500	3,500	3,500

ウ 日上市介護サービス事業者懇談会の開催

市内をサービス提供地域とする事業者で構成する日上市介護サービス事業者懇談会において、介護保険事業の円滑な推進に関する連絡調整等を図るとともに、研修会を開催し、更なるサービスの向上に努めます。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数（回）	3(1)	2(1)	2(1)
参加者数（人）	580(119)	310(130)	425(216)
登録事業者数	131	149	159

※（ ）内は、それぞれ研修会の開催回数、参加者数を表示

※ 研修会の内容

H29 年度：「介護施設等におけるリスクマネジメント」

H30 年度：「問題の解決を軽やかに運ぶためのポイント ワン・ツー・スリー」

R 元年度：「認知症に対する治療の現状と認知症ケアの医療連携について」

「デイサービスの先進事例の紹介」（子ども達との関わり及びその効果）

今後の方針

今後も、円滑な介護保険事業推進のため、定期的に懇談会を開催し、事業者への情報提供、連携を図ります。

また、全てのサービス事業者を対象とした、サービス提供に関するタイムリーな内容の研修会や市に指定・指導権限がある地域密着型サービス事業者等を対象とした個別の研修会を開催することにより、サービスの質の向上に努めます。

エ 介護サービス利用者満足度調査

事業所を訪問し実施する介護相談員派遣等事業（127 ページ）などでは捕捉しがたい、特に在宅の介護サービス利用者やその家族の意見や希望などを把握し、今後のより良いサービスの提供に結び付ける仕組みとして、日頃利用しているサービスの内容や事業所に関するアンケート調査を行います。

調査結果の概要は、ホームページで公表するとともに、事業者に対し、より一層のサービス向上の取組を促します。

実績 令和元年度実施分

区分	発送数	回収数	回収率
居宅サービス 利用者及び家族（件）	3,942	2,625	65.9%

今後の方針

利用者の満足度向上のために、引き続き、実施方法等について日立市高齢者政策推進会議サービス調整部会に諮問した上で、その結果を公表することにより、事業者による積極的なサービスの改善・向上につなげます。

(3) 地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督

介護サービス事業者等の指定及び指導監督のうち、地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定及び指導監督は、市町村が担っています。

サービス種類の多様化や県からの指定及び指導監督権限の一部移譲等による事業所数の増加により、市町村の役割は重要性が増してきています。事業者が法令遵守の重要性への認識を深め、適切なサービスを提供できるよう、取組を進めます。

ア 地域密着型サービス事業者等の指定

地域密着型サービス事業者等の指定及び更新に当たっては、法令等に規定する要件審査などを適正かつ迅速に進めます。

イ 地域密着型サービス事業者等の指導監督

事業者等への実地指導は、県との連携を図りながら適切に実施するとともに、集団指導の場等を通して、事業者に対する情報提供や研修などを行います。

実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
実地指導（事業所数）	14	18	22
集団指導（開催回数）	4	3	2

※ 平成 30 年度からは、居宅介護支援事業者に対する指導を含む。

3 介護保険事業等の円滑な運営

円滑な要介護認定を推進するとともに、低所得者に配慮した保険料の設定や利用料の軽減を図ります。

また、介護保険法の改正に伴う高額介護サービス費の負担上限額及び施設利用の際における食費・居住費の助成の見直しや、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた新たな事業の実施などに関する介護保険制度の周知・広報に、引き続き取り組みます。

(1) 円滑な要介護認定の推進

要介護認定は、利用者それぞれの心身の状況やその要介護度に応じた必要なサービスが適切に利用できるよう、今後も、国の基準に基づき、客観的かつ公正・公平な審査環境の一層の充実に取り組みます。

ア 認定調査

本市の認定調査は、看護師や介護福祉士等の専門資格を持つ専任の認定調査員を配置して行っています。調査内容の精度を高めるとともに、ばらつきを防止するためにも、介護保険課職員が調査票を再チェックする体制をとっています。今後も、要介護（要支援）認定申請者数の増加に対応した、円滑な認定調査が実施できるよう、必要な人員の確保を図るとともに、各種研修会への参加や定期的なカンファレンス等を通して、円滑な事務の推進に努めます。

イ 介護認定審査会

本市の介護認定審査会は、保健・福祉・医療の各分野の専門家を配置し、現在、12 合議体、78 人の委員で構成しています。今後も、公正・公平な審査体制の整備を図り、円滑な実施に努めます。

また、主治医意見書は、審査判定を行う上で重要な役割を果たすため、県や市医師会等との連携を図り、必要かつ適切な記載を求め、円滑に提出されるよう努めます。

(2) 低所得者への配慮

介護保険料は、本人及び世帯の課税状況や所得状況等を基に段階的な設定を行っています。なお、所得の低い方に対する配慮として、令和3年度以降も、引き続き保険料の軽減を図ります。

また、利用料負担の軽減についても、所得に応じた利用者負担額の上限の設定など、引き続き低所得者の負担軽減を図ります。

ア 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の軽減

第1号被保険者の保険料について、低所得者への配慮として、次の施策を実施します。

(ア) 保険料段階の設定

低所得者に配慮した保険料段階を設定し、引き続き保険料の負担軽減を図ります。

(イ) 保険料軽減制度

低所得者の保険料について、別枠で公費を投入することにより、更なる負担軽減を図ります。

イ 利用者負担の軽減

介護サービスの利用者負担の軽減については、国の基準に基づき、適正な措置を講ずるとともに、引き続き、制度の周知を図ります。

(ア) 高額介護(予防)サービス費

介護(予防)サービス及び介護予防生活支援サービス(基準型サービス分)の利用者負担に上限を設け、これを超えた分について、高額介護(予防)サービス費等を支給します。利用者負担の上限は、所得に応じて設定し、低所得者の負担軽減を図ります。

なお、令和3年度からは、医療保険の高額療養費制度に合わせて見直しが行われます。

(イ) 高額医療合算介護(予防)サービス費

介護保険(介護予防生活支援サービス(基準型サービス分)含む。)と医療保険の利用者負担の合計額が年間で一定の金額を超えた分について、高額医療合算介護(予防)サービス費等を支給します。これにより、介護保険及び医療保険の両給付を受ける方に対する負担軽減を図ります。

(ウ) 特定入所者介護(予防)サービス費

介護保険施設等の入所者やショートステイ利用者のうち、低所得の方については、食費及び居住費(滞在費)の負担限度額を設定し、限度額を超える分に対する特定入所者介護サービス費の補足給付を行います。

なお、令和3年度からは、助成を受けていない施設入所者や、在宅で介護を受けるかたとの公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡が図られることとなります。

(エ) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生計困難な方が、社会福祉法人等の提供するサービスを利用した場合、その法人等が利用者の負担軽減を図ります。

(才) 訪問介護等利用者負担額減額

本市の独自施策として、低所得者には、訪問介護等サービスの利用者負担の軽減を図ります。

(障害者に対する利用者負担の減額は、国の制度で実施しています。)

(3) 相談・支援体制の充実

市の窓口（介護保険課・高齢福祉課）や地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の状態や相談内容に応じた適切なサービスの紹介やサービス利用のための助言を行う相談業務の充実を図ります。

また、心身の状態等により、相談窓口まで来られない方に対しては、地域包括支援センターが訪問による相談・支援を行うなど、状況に適した対応を図ります。

※ 「地域包括支援センター」(42 ページ) を参照。

(4) 要望・苦情解決のための体制の充実

市や公的機関による相談窓口の明確化を図り、介護サービスの利用者やその家族が相談しやすい環境づくりを進めます。

また、相談窓口については、パンフレットや市報等で、利用者やその家族に周知を図ります。

ア 行政処分(要介護認定等)に対する不服への対応

要介護（要支援）認定をはじめ、保険給付又は保険料、徴収金等の行政処分に対し不服がある場合には、県が設置している「介護保険審査会」に申し立てることができます。

本市においては、最も身近な不服申立ての相談窓口として、適切な対応に努めます。

イ 介護サービスに関する要望・苦情解決に向けた対応

茨城県国民健康保険団体連合会や茨城県社会福祉協議会に設置されている茨城県運営適正化委員会との連携を図り、介護サービス事業所への指導・助言機関として、適切な対応に努めます。

(5) 適正な施設入所の実施

特別養護老人ホームの入所は、平成 27 年 4 月からは原則、新規入所が要介護 3 以上の方に限定され、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されています。引き続き「日立市特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、市の職員や施設の評議員などが第三者委員として出席する各施設の入所検討委員会において、統一した評価基準で、公正・公平で適正な入所ができるよう取り組みます。

(6) 介護保険住宅改修支援事業

住宅改修を行う場合、有資格者により作成された「住宅改修が必要な理由書」を提出する必要があります。ケアプランの提供を受けていない要介護（要支援）者が住宅改修を行う際、理由書を作成した介護支援専門員や福祉住環境コーディネーター等の有資格者に対し助成を行うことで、住宅改修に係る申請を円滑に進められるよう支援します。

(7) 制度の周知・普及

要介護認定の申請方法や保険料などの基本的な内容や介護保険の制度改正の内容については、パンフレット、市報、ホームページ、行政放送等を活用した周知・普及に取り組みます。

また、高齢者はもとより、65歳未満の若い世代の方に対しても、制度の周知や介護予防の啓発を行うため、保健福祉事業の充実を図ります。

ア 介護予防啓発事業(保健福祉事業)

介護保険制度の理解促進と介護予防の啓発を図るため、介護予防啓発事業を実施します。

実績

年度	内容	参加人数（人）
H30年度	「介護予防と映画の集い」の開催 ① 消費者被害防止寸劇「愛しのばっばさん！誰が守る！？」 （日立市消費生活サポーター） ② シルバーリハビリ体操 ③ 映画「サクラサク」上映会	651
R元年度	「介護予防と映画の集い」の開催 ① 講演「ラジオ体操のポイントやその効果等について」 （青山 敏彦氏） ② 実演「ラジオ体操のワンポイント指導及びラジオ体操第一体操」（及川 謙治氏） ③ 映画「体操しようよ」上映会	650
R2年度	11月5日号市報に介護予防等に関する啓発パンフレットを折り込み全戸配布	-

イ 65歳到達者に対する制度案内(保健福祉事業)

第2号被保険者から第1号被保険者へ切り替わる65歳に到達する方を対象に、介護保険制度や介護サービス、保険料などに関する説明用パンフレットを送付します。

実績 65歳到達者説明会の開催

	H30年度	R元年度	R2年度
開催回数（回）	32	14	-
参加者数（人）	654	436	-

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず

今後の方針

従来開催していた65歳到達者説明会については、一定の目的を達成できたと考えられることから、これに代わるものとして、対象者に説明用パンフレットを送付することにより、引き続き、介護保険制度の周知や保険料負担への理解を求めます。

4 介護人材の確保と業務の効率化に向けた取組

介護事業所の慢性的な人員不足は、本市においても例外ではなく、介護職及び特に事業所運営にあたり配置が必要な看護職員や理学療法士等の専門職の確保が課題となっています。

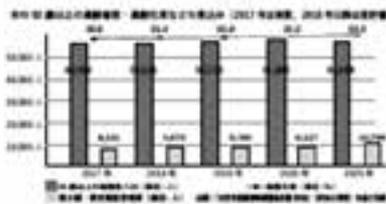
そのため、介護事業者や県、関係機関・団体等との連携強化を図りながら、介護の仕事の魅力発信、職員の処遇や職場環境の改善促進、事業所職員を対象とする研修の実施などを通して、市内事業所の人材の確保及び資質の向上等の支援に努めます。

さらに、市奨学金を利用して大学等を卒業した方が介護福祉士などの国家資格を取得して、市内事業所に就業した場合などに市が補助する取組や、出産・育児、介護などのために離職した女性や就業したことの無い女性を対象に、介護福祉士などの資格取得経費の一部を市が補助する取組などを通して、介護の資格を取得したい方や、福祉の仕事を探している方を支援します。

また、介護現場における業務仕分けや介護ロボット・センサー・ICTの活用、介護分野の文書に係る国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付様式や手続に関する簡素化や様式例の活用による標準化などによる介護職員等の負担軽減とともに、介護職員等が利用者へのケアに集中し、ケアの質の向上が図られるよう、業務効率化に向けた取組を支援します。



図4-1 介護現場、介護職に



介護が必要になる方の増加が懸念されています。日本中の高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者が急増しており、介護職の需要も増加しています。介護職は、高齢者の生活を支える重要な役割を担っています。介護職の確保と業務の効率化に向けた取組が求められています。



介護現場で活躍する介護職員は、高齢者の生活を支える重要な役割を担っています。介護職の確保と業務の効率化に向けた取組が求められています。介護職の業務は、高齢者の生活を支えるだけでなく、高齢者の健康維持や生活の質の向上にも貢献しています。介護職の業務は、高齢者の生活を支えるだけでなく、高齢者の健康維持や生活の質の向上にも貢献しています。

2019.11.5

5 介護保険事業等に関わる費用の見込み

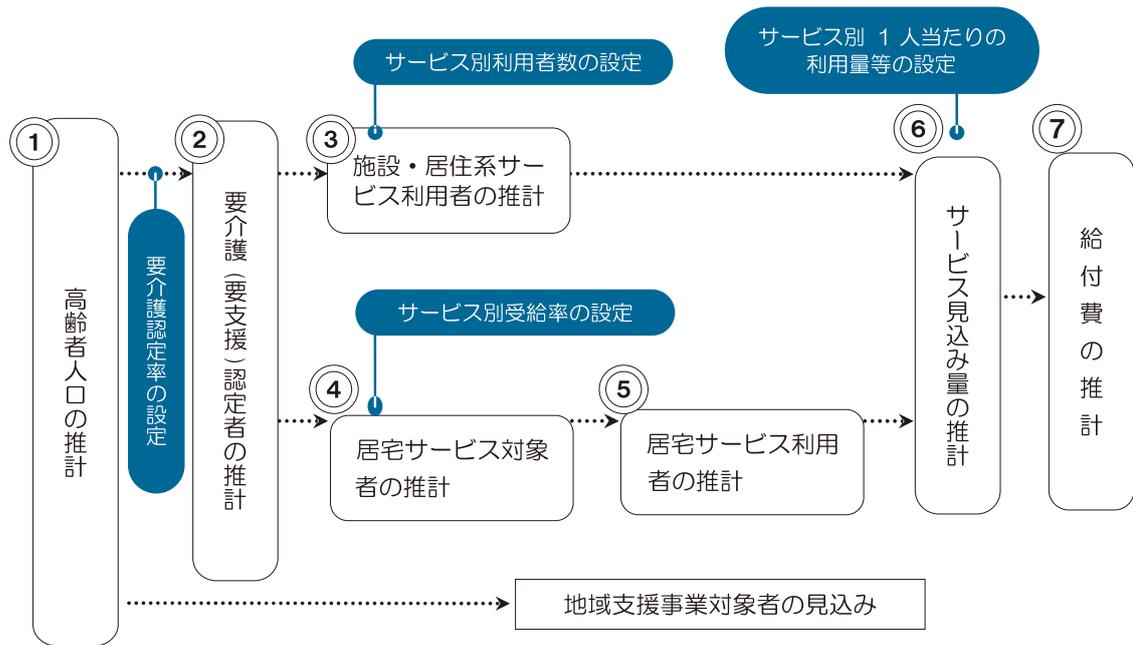
令和3年度から5年度における介護サービスの見込量を基に、介護保険事業等に関わる費用を見込みます。第1号被保険者の保険料は、3年間の保険財政の均衡を保つように算定します。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、生産年齢人口が急減する令和22(2040)年のサービス量、保険料水準についても、現状を反映した推計を行います。

(1) 介護保険事業等に関わる費用の見込み

ア 給付費の算出方法

給付費の算出は、下図に示す手順により行います。



サービス利用者等の推計

(単位：人)

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
① 第1号被保険者数	57,717	57,679	57,642	57,567	57,701
② 要介護(要支援)認定者数等	9,269	9,560	9,840	10,393	12,021
③ 施設・居住系サービス利用者数	2,167	2,266	2,302	2,324	2,625
④ 居宅サービス対象者数	7,102	7,294	7,538	8,069	9,396
⑤ 居宅サービス利用者数	5,321	5,502	5,652	5,702	6,846

- ②：要介護(要支援)認定者数の実績を基に、過去3年間の認定率の伸びを加味して算出。
- ③：施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)利用者の合計値。利用実績や待機者の状況を考慮して算出。
- ④：②から③を引いて算出。
- ⑤：居宅介護支援/介護予防支援、小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)、看護小規模多機能型居宅介護利用者の合計値。利用実績を考慮して算出。

イ 保険給付費等の見込額

(単位：千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	第 8 期計	R7 年度	R22 年度
居宅介護サービス費 ※1	7,957,973	8,549,141	8,991,665	25,498,779	9,117,096	10,295,117
介護予防サービス費 ※1	212,919	225,616	242,235	680,770	246,427	284,602
施設・居住系サービス費 ※1	6,939,837	7,283,525	7,391,956	21,615,318	7,516,507	8,531,584
その他 ※2	1,020,857	1,017,557	1,091,096	3,129,510	1,224,582	3,843,529
合 計	16,131,586	17,075,839	17,716,952	50,924,377	18,104,612	22,954,832

※1 地域密着型サービス費を含む。

※2 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

ウ 市特別給付費及び保健福祉事業費の見込額

(単位：千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	第 8 期計	R7 年度	R22 年度
市特別給付費 ※1	1,156	1,156	1,156	3,468	1,156	1,156
保健福祉事業費 ※2	580	580	580	1,740	580	580
合 計	1,736	1,736	1,736	5,208	1,736	1,736

※1 緊急短期入所サービス、在宅復帰支援サービス（123 ページ）を参照

※2 介護予防啓発事業（133 ページ）を参照

エ 地域支援事業費の見込額

地域支援事業は、介護が必要な状態になる前からの介護予防を推進するとともに、たとえ介護が必要になっても、可能な限り、住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。(対象となる事業は、巻末資料 2 に掲載)

(単位：千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	第 8 期計	R7 年度	R22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	621,773	652,963	685,862	1,960,598	739,523	979,938
包括的支援事業及び任意事業費 ※1	258,294	270,294	273,294	801,882	273,294	273,294
包括的支援事業（社会保障充実分） ※2	55,500	57,000	58,500	171,000	58,500	58,500
合 計	935,567	980,257	1,017,656	2,933,480	1,071,317	1,311,732

※1 包括支援センター運営事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業 等

※2 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業 等

【介護サービスの給付費等の見込】

1 介護

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	1,034,789	1,110,899	1,206,555	1,225,195	1,322,891
	回数(回)	28,025.8	30,061.8	32,618.5	33,116.9	35,838.7
	人数(人)	1,440	1,541	1,642	1,662	1,859
訪問入浴介護	給付費(千円)	127,845	131,830	148,851	150,729	159,705
	回数(回)	828.9	854.6	965.3	977.3	1,034.7
	人数(人)	150	155	175	175	184
訪問看護	給付費(千円)	228,619	238,073	246,305	249,825	302,839
	回数(回)	3,934.2	4,108.6	4,245.9	4,322.6	5,217.6
	人数(人)	543	568	587	599	723
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	9,036	10,460	11,761	13,421	14,669
	回数(回)	253.4	292.3	328.4	375.5	409.5
	人数(人)	23	28	33	35	40
居宅療養管理指導	給付費(千円)	98,352	107,255	111,241	112,182	134,227
	人数(人)	882	961	997	1,005	1,202
通所介護	給付費(千円)	2,102,790	2,291,279	2,394,853	2,431,222	2,812,662
	回数(回)	22,072.2	23,847.2	24,804.3	25,135.8	28,656.4
	人数(人)	2,055	2,204	2,283	2,310	2,600
通所リハビリテーション	給付費(千円)	533,754	572,787	594,039	600,518	617,435
	回数(回)	4,903.1	5,226.3	5,404.4	5,472.5	5,693.2
	人数(人)	605	645	667	675	702
短期入所生活介護	給付費(千円)	597,623	645,931	670,850	675,174	684,194
	日数(日)	5,919.6	6,367.6	6,601.6	6,655.6	6,824.9
	人数(人)	480	515	534	540	553
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	97,964	109,018	135,343	141,275	153,120
	日数(日)	712.8	791.4	978.7	1,022.4	1,103.9
	人数(人)	103	115	143	150	163
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	416,869	437,132	464,092	470,138	561,735
	人数(人)	2,687	2,847	3,015	3,089	3,650
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	18,511	19,040	19,860	20,679	24,522
	人数(人)	55	56	58	60	70
住宅改修費	給付費(千円)	43,200	49,800	52,440	52,560	57,840
	人数(人)	35	40	42	42	46
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	287,446	318,642	344,831	345,754	404,603
	人数(人)	122	135	146	146	170
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	21,332	27,409	32,367	32,367	32,367
	人数(人)	13	17	20	20	20
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,086,959	1,140,986	1,193,945	1,221,606	1,372,309
	回数(回)	10,885.2	11,409.2	11,956.4	12,272.6	13,790.5
	人数(人)	720	753	790	814	912
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	58,856	73,324	93,170	95,741	107,857
	回数(回)	444.0	555.3	710.4	731.8	821.7
	人数(人)	36	45	58	60	67
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	664,475	693,877	706,184	707,965	800,516
	人数(人)	291	305	315	317	361
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	904,151	905,716	974,888	1,005,995	1,107,132
	人数(人)	297	297	320	330	363
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	404,717	478,838	478,838	519,425	615,806
	人数(人)	110	132	132	144	173
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	68,708	121,908	121,908	125,442	158,098
	人数(人)	27	45	45	46	58

(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,991,712	3,000,472	3,003,928	3,078,009	3,173,757
	人数(人)	930	930	930	950	982
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,919,184	2,015,618	2,019,786	2,137,941	2,671,188
	人数(人)	570	600	600	632	787
介護医療院	給付費(千円)	205,422	286,596	286,133	393,212	525,538
	人数(人)	48	67	67	85	114
介護療養型医療施設	給付費(千円)	191,984	241,223	245,951		
	人数(人)	55	69	70		
(4) 居宅介護支援		給付費(千円)	748,291	768,133	787,901	791,057
		人数(人)	4,337	4,456	4,570	4,614
介護 合計		給付費(千円)	14,862,589	15,796,246	16,346,020	16,597,432
						18,793,141

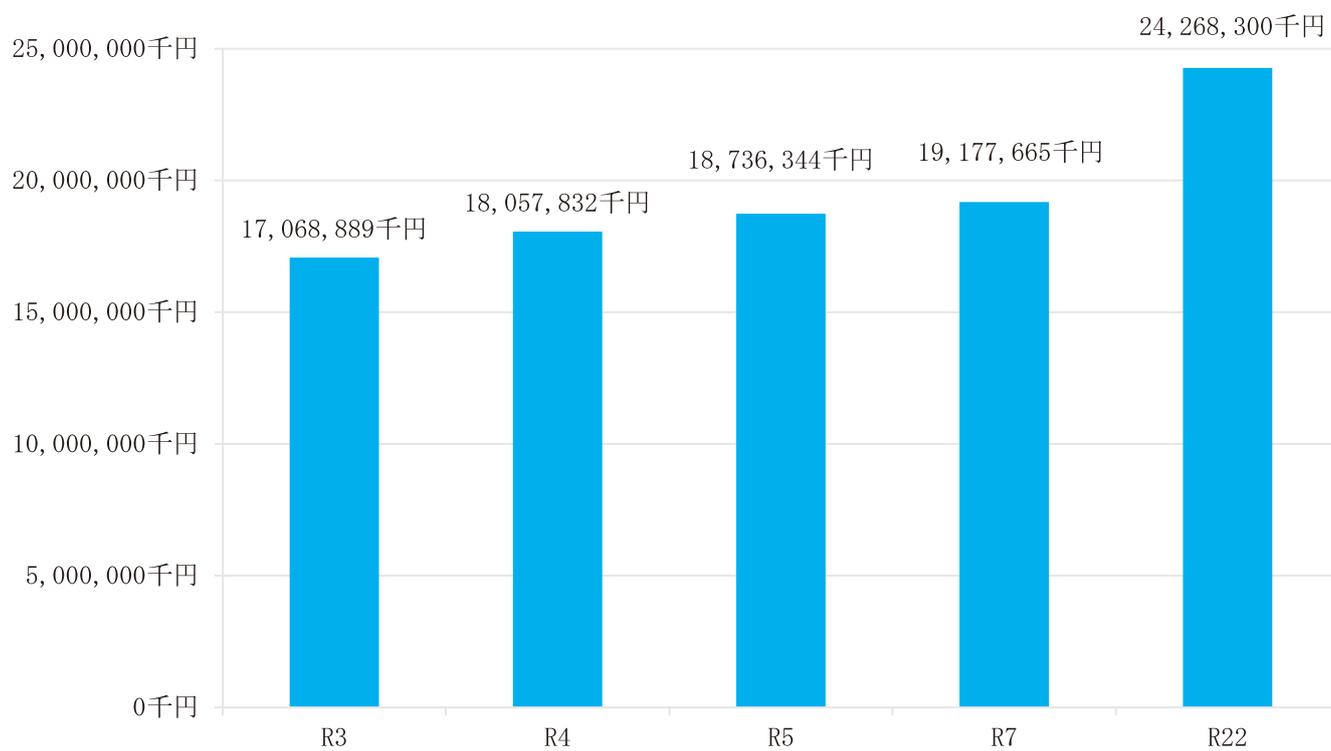
2 介護予防

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	496	496	496	496	496
	回数(回)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	22,871	24,002	25,186	25,967	26,271
	回数(回)	469.7	492.5	516.9	532.6	538.9
	人数(人)	79	83	87	90	91
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	325	361	398	361	361
	回数(回)	9.0	10.0	11.0	10.0	10.0
	人数(人)	5	6	7	6	6
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,516	5,078	5,629	5,648	5,534
	人数(人)	40	45	50	50	49
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	49,371	53,265	57,132	61,773	98,123
	人数(人)	120	130	140	152	246
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	5,386	7,185	9,246	7,185	7,185
	日数(日)	62.1	82.8	105.3	82.8	82.8
	人数(人)	15	20	25	20	20
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	104	207	207	415	415
	日数(日)	1.0	2.0	2.0	4.0	4.0
	人数(人)	1	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	32,743	34,115	36,066	36,527	38,089
	人数(人)	502	523	553	560	584
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	4,533	4,776	5,100	5,018	5,990
	人数(人)	15	16	17	17	20
介護予防住宅改修	給付費(千円)	20,016	21,432	22,848	24,264	22,604
	人数(人)	15	16	17	18	17
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	27,392	28,587	29,768	30,949	30,949
	人数(人)	32	33	34	35	35
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	389	778	778	389	389
	回数(回)	3.8	7.6	7.6	3.8	3.8
	人数(人)	1	2	2	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	36,773	36,793	40,764	39,771	38,189
	人数(人)	46	46	50	49	47
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	7,829	7,833	7,833	5,222	2,611
	人数(人)	3	3	3	2	1
(3) 介護予防支援		給付費(千円)	35,396	37,128	38,385	38,613
		人数(人)	620	650	672	676
介護予防 合計		給付費(千円)	248,140	262,036	279,836	282,598
						318,162

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総介護サービス保険給付費	15,110,729	16,058,282	16,625,856	16,880,030	19,111,303

【保険給付費等総額の見込】

(保険給付費等 + 市特別給付費及び保健福祉事業費 + 地域支援事業費)



(2) 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

令和3年度から5年度までの3年間（第8期事業計画期間）に要する費用を基に、第1号被保険者の保険料を算出します。

サービス利用者が増加すること等により、第8期事業計画期間に要する費用は増加しますが、介護保険給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇をできるだけ抑えるようにします。

ア 保険料算定の手順

- ① 介護保険事業計画で見込んだサービス量を基に、令和3年度から5年度までの3年間に必要となる保険から給付する費用額（給付費等及び地域支援事業費の見込額）を求めます。
- ② ①のうち、第1号被保険者の負担分（23%相当）を求めます。
- ③ ②に市特別給付や保健福祉事業にかかる費用を加えます。
- ④ ③から基金取崩額を控除し、保険料の収納率等を考慮して、第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用を求めます。
- ⑤ ④を3年間の第1号被保険者総数で除すると、保険料の基準額(年額)となります。

$$\text{月額保険料 (基準額)} = \frac{(\text{保険給付費等}^{\text{①}} \times \text{約}23\%^{\text{②}} + \text{市特別給付費等}^{\text{③}} - \text{基金}^{\text{④}}) \div \text{収納率}}{\text{3年間の第1号被保険者総数}^{\text{※}}} \div 12\text{月}$$

※ 保険料算定のために用いる第1号被保険者数は、保険料の段階ごとに、対象人数と負担割合を乗じて求めたものの合計（下表のとおり）。

（単位：人）

R3年度	R4年度	R5年度	第8期計	R7年度	R22年度
58,871	58,832	58,794	176,497	58,893	59,031

イ 保険料算定の基礎となる費用額

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる費用額は、次のとおりです。

（単位：千円）

	R3年度	R4年度	R5年度	第8期計	R7年度	R22年度
第1号被保険者による保険料負担分 ※1	3,925,445	4,152,902	4,308,960	12,387,307	4,487,167	6,503,439
市特別給付費等 ※2	1,736	1,736	1,736	5,208	1,736	1,736
合計	3,927,181	4,154,638	4,310,696	12,392,515	4,488,903	6,505,175

※1 第8期の保険給付等費に対する第1号被保険者負担割合は23%。令和7年度は23.4%、22年度は26.8%。

※2 市特別給付費、保健福祉事業費

ウ 基金取崩額

介護保険給付費準備基金を取り崩し、令和3年度から5年度までの保険料の軽減を図ります。

介護保険給付費準備基金	1,798,000 千円
-------------	--------------

エ 保険料率の軽減

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第1段階から第3段階までに該当する方に対しては、公費による保険料率の軽減を図ります。

オ 予定収納率

3年間（令和3年度～5年度）の予定収納率	98.5%
----------------------	-------

※ 令和7(2025)年度・22(2040)年度見込も同率で推計

カ 保険料基準額

(ア) 令和3年度～5年度

3年間（令和3年度～5年度）の基準額	年額 61,800 円（月額 5,150 円）
--------------------	-------------------------

《参 考》

第7期事業計画期間（平成30年度～令和2年度）の保険料基準額との比較

第7期事業計画期間の保険料基準額	年額 59,400 円（月額 4,950 円）
------------------	-------------------------

第7期と第8期の保険料基準額の差	年間 2,400 円増額（月額 200 円増額）
------------------	--------------------------

(イ) 令和7(2025)年度見込

令和7(2025)年度の基準額見込	年額 63,800 円（月額 5,318 円）
-------------------	-------------------------

(ウ) 令和22(2040)年度見込

令和22(2040)年度の基準額見込	年額 106,300 円（月額 8,859 円）
--------------------	--------------------------

キ 令和3(2021)年度から5(2023)年度までの保険料(年額)

段 階	対象となる方	負担割合	保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	18,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.5
第3段階		上記以外の方	基準額×0.7
第4段階	本人が市民税非課税の方 (世帯の中に市民税が課税されている方がいる)	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階		上記以外の方	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税の方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	基準額×1.3
第8段階		合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	基準額×1.5
第9段階		合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7

※ 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※ 「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※ 令和元年度から、国の制度の見直しにより、市町村市民税非課税世帯の方(第1段階から第3段階までの方)については、介護保険料が軽減されています。

※ 上記表の負担割合・保険料額は、制度の見直しにより変更となることがあります。

用語の解説

●介護保険給付費準備基金

介護保険事業の健全な財政運営に役立てるため、第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立てておく基金のことです。

当該基金は、保険料の急激な上昇を抑制する際や、保険料に不足が生じた際に充てることができます。

●老齢福祉年金

国民年金制度発足時に高齢のため加入できなかった方(原則として明治44年4月1日以前生まれ)を対象にした福祉年金です。老齢年金や老齢基礎年金とは異なります。

●課税年金

国民年金・厚生年金・共済年金等のことです。障害年金・遺族年金等は非課税年金となります。

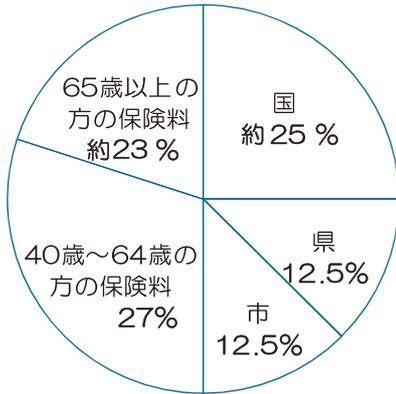
介護保険財政の仕組み

○給付費

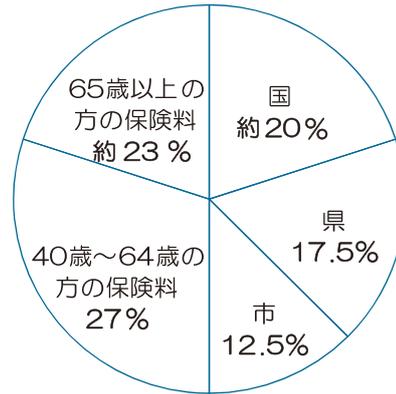
介護サービス費用のうち、1割、2割又は3割を自己負担、9割、8割又は7割を給付費とし、公費、保険料等による負担で成り立っています。

給付費の財源内訳は、次のとおりです。

施設等給付費以外



施設等給付費 ※1

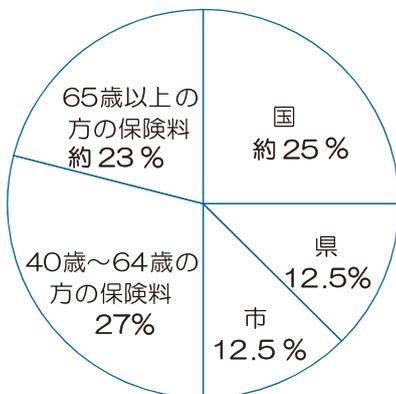


※1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に関する給付費及び施設サービスにかかる特定入所者サービス費

○地域支援事業費

地域支援事業の財源内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とで異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業

